

持続可能な北海道農業の確立に関する

# 政策提案



令和2年9月

北海道農業協同組合中央会

北海道農業は家族経営を中心とした大規模農業を展開し、高品質な農畜産物を安定供給することで、我が国の食料自給率や国土・環境の保全、観光資源の提供など、多面的機能を発揮し、地域経済・社会の維持・発展にも貢献してまいりました。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、労働力不足に加え、TPP11 や日 EU・EPA、日米貿易協定の発効といった国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の減退など、生産現場のみでは解決できない課題も多く、生産者は今後の営農継続に不安を募らせています。

さらに、世界的なコロナ禍において、各国は自国の食料優先の考え方により食料輸出を規制する動きが出るなど、輸入に頼る食料依存の危険性が明らかとなりましたが、一方で、家庭内消費の増加などにより、国産農畜産物の重要性に対する、国民の「食」に対する意識の高まりをみせております。

今だからこそ、政府・与党におかれましては、コロナ禍により重要性が増した「国産農畜産物の安定供給体制の強化」の実現のため、「食料・農業・農村基本計画」に基づく各種施策を確実に実行するとともに、我が国の食料供給基地である北海道農業の魅力を最大限に発揮できる施策実現の後押しをいただきますよう、下記の通り政策提案致します。

# I 基本的な考え方

## 1. 持続可能な北海道農業の確立に向けて

コロナ禍により明らかとなった「国産農畜産物の安定供給体制の強化」の必要性を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」の実現や「総合的な TPP 等関連政策大綱」等に基づく政策の確立に向け、生産現場の意見を反映した施策を構築するとともに、補正予算を含めた万全な農業予算を確保すること。

## 2. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い顕在化した課題への対応策

コロナ禍で既に直面している影響への対応策や、国産農畜産物の需要喚起等に向け、「機動的な追加対策」「中長期的な対策」を措置するとともに必要な予算を確保すること。

経営継続補助金について、コロナ禍が長期化する懸念があることから、真に支援を必要としている農業者に対して確実な支援が可能となるよう、次年度以降の継続措置や基金化などにより、万全な予算を確保すること。

# II 作目共通対策

## 1. 国際貿易対策

- (1) 今後の国際貿易交渉については、新たな基本計画と整合した対応を図るとともに、慎重かつ断固たる対応を図ること。
- (2) 日米貿易協定における牛肉セーフガードは、米国産牛肉を含めた TPP11 全体の発動基準数量となるよう、関係国との協議を加速すること。

## 2. 輸送力確保対策

- (1) 全国に向け多くの農畜産物を長距離輸送している北海道は、トラックドライバー不足や輸送コスト上昇等の影響を大きく受けることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。
- (2) 北海道新幹線の札幌延伸や、JR 北海道の収支改善施策の動向等を踏まえた、北海道産農畜産物の中長期的な輸送体制の確立と、万全な防災・減災対策としての、緊急時に滞らない農畜産物や資材等の流通体制を構築すること。

## 3. 担い手・人材力強化対策

- (1) 農業次世代人材投資事業については、支援を必要としている就農希望者が円滑に事業を活用できるよう、農業人材力強化総合支援事業全体の予算を十分に確保すること。

- (2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の予算を十分に確保するとともに、後継者の就農を契機とした規模拡大に対して、ポイント配分の設定や重点化を図ること。
- (3) 農林漁業の有効求人倍率の高止まりや生産現場の規模拡大等に伴い労働力不足が深刻化していることから、農福連携等による多様な人材の活用等、地域による人材確保の取組みに対する支援を強化すること。
- (4) 外国人技能実習制度については、耕種において、さらなる実践的な技能等の習熟と技能の海外移転に寄与するため、一時帰国を可能とする技能実習 2 号等の計画を認めること。
- (5) 特定技能については、都市への偏重を防止し、地域による採用活動や総合的な受入れ環境整備に対して支援するとともに、感染症等による渡航制限のリスクに対する対応のため、行政と連携した都道府県域の広域的な労働力需給調整体制の整備の取組みに対して支援すること。

#### 4. 農地対策

- (1) 規制改革実施計画にある農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化について、安易な農外企業の参入に繋がることのないよう、農地所有適格化法人の議決権要件等を維持すること。
- (2) 賃借から売買への移行による農地集積・集約化の質的向上を図るため、引き続き特例事業の予算確保を図るとともに、機構集積協力金の対象とすること。  
また、円滑な農地集積・集約化を図るため、所有者不明農地に対する利用権設定に対して国の責任ある予算確保を行うこと。

#### 5. スマート農業推進対策

生産現場におけるスマート農業の推進に向けて、農家世帯における高速・大容量通信ネットワークの通信インフラ維持に係る支援を強化すること。

#### 6. 税制対策

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度については、酪農畜産や園芸などの経営体も対象とした恒久的な制度に位置付けるとともに、人・農地プラン等の地域の農業振興計画に基づいた計画的な規模拡大に対応できるよう、強制取崩しを見直すこと。
- (2) 令和 2 年度末に適用期限が到来する「軽油引取税の課税免除の特例」は、農業者の経営安定を図るため、恒久的な制度とするとともに、「中小企業投資促進税制」については、農業者の生産性向上を図る観点から、延長すること。

## Ⅲ 作目別対策

### 【水田農業対策】

#### 1. 農産物検査の見直し

- (1) 農産物検査を受検しない未検査米は、食品表示法に基づく3点セット「産地・産年・品種」の表示をさせないよう現行制度を堅持すること。
- (2) 農産物検査を受検しない未検査米は、モラルハザード防止のため、ナラシ等交付金の対象としないこと。

#### 2. 主食用米の需給調整対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用需要の減少が長期化する見通しにあるため、需給緩和が生じた際は可及的速やかに市場隔離等対策を講じること。
- (2) 米の需給安定に向け、水田活用米穀の推進や需要量の拡大に向けた取組みについて、国を含めた各関係機関が役割をもって推進すること。
- (3) 平成30年から生産調整を廃止した米政策改革について、主食用米面積を増加させた県もある改革後の推移について徹底した検証を行い、生産過剰によって需給悪化を招かない方策を提示すること。

#### 3. 水田の有効活用対策

- (1) 水田活用の直接支払交付金については、必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 需要に応じた生産を効果的に実現するためには、戸別単位よりも産地単位へ、産地単位よりも都道府県単位の取組みに対する支援を可能にするよう運用改善すること。

#### 4. 生産基盤強化対策

基盤整備による圃場の大区画化等と併せて、スマート農業を取り入れた低コスト・省力化技術の導入、共同の集出荷施設等、生産基盤の強化を継続的に支援すること。

#### 5. 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

ナラシ対策は、収入保険制度と重複加入できないことを含め、今後の方向性について検討すること。

## **6. 米の輸出促進対策**

米・米加工品の輸出に取り組む農業者の所得向上に繋がる取り組みとなるよう取り進めるとともに、国は中長期的な取り組み方針の下、産地や事業者の取り組みを継続的に支援すること。

## **7. 種苗法改正（水田農業対策・畑作青果対策とも同提案）**

種苗法の改正については、国内優良品種の保護と良質種苗の安定供給など、国内農業振興に資する見直しとするとともに、改正内容について丁寧な説明を行うこと。

## 【畑作・青果対策】

### 1. 適正な輪作体系の確立に向けた総合的な支援

畑作構造転換事業について、予算を拡充のうえ安定的に確保することに加え、各地域の輪作体系の乱れを解消するために必要なメニューの措置や、事業の改善を行うこと。

### 2. 馬鈴しょ対策

- (1) ジャガイモシストセンチュウ類の密度低減・撲滅に向けて、シスト発生圃場の卒業ルールの設定、品種切替の促進対策、緊急防除における十分な予算の確保など、総合的な支援を実施すること。
- (2) 種子用馬鈴しょについて、生産基盤の強化に向けた事業による種馬鈴しょ生産者への支援拡充や、国から供給される原原種の品質向上に向けた独立行政法人に対する適切な支援など、万全な対策を講じること。
- (3) 馬鈴しょ生塊茎の輸入解禁は、海外からの病害虫流入のリスクを高め、国内馬鈴しょ生産基盤の毀損につながる恐れがあることから、断じて容認しないこと。

### 3. 麦対策

- (1) 国産麦の生産振興による自給率向上に向け、生産・売買・流通の各段階において、麦の増産や生産者所得向上につながる仕組みの構築に向けた議論を行うこと。
- (2) 国産麦の生産振興と需要拡大に向け、実需者への安定供給や流通合理化に資する体制整備への支援を行うこと。

### 4. てん菜対策

砂糖の消費拡大に向けて、異性化糖や加糖調製品、人工甘味料といった砂糖と競合する甘味が、価格面で優位性を発揮しないよう制度的な対応を図ること。

### 5. 豆類対策

小豆については、量・品質・価格面における安定的な供給に向け、生産者の作付意欲を喚起する生産振興対策、契約栽培に対する後押しなど必要な支援を行うこと。

### 6. 青果対策

野菜の作付面積の維持と安定供給、加工・業務用野菜の供給拡大に向けて、「野菜価格安定対策事業」の継続および、加工・業務用途への支援を強化すること。

## **7. 種苗法改正（水田対策・畑作青果対策とも同提案）**

種苗法の改正については、国内優良品種の保護と良質種苗の安定供給など、国内農業振興に資する見直しとするとともに、改正内容について丁寧な説明を行うこと。

## **8. 経営所得安定対策**

畑作農業の継続的な発展に向け、現場の努力を制度に反映できるような経営所得安定対策の仕組みについて、検討していくこと。

## **9. 農産物検査**

- (1) 経営所得安定対策の支払いにあたっては、品質区分およびその数量が確実に確認できるもののみを対象とし、交付金の不正受給等につながらないよう、行政として適切な管理を行うこと。
- (2) 農産物検査について、各検査機関において適正な検査が実施されるよう、行政の責任において、公正・公平な運用を行うこと。



## 【酪農畜産対策】

### 1. 令和3年度生産者補給金・集送乳調整金の算定

- (1) 生産者補給金について、持続的再生産が可能となる水準で単価設定するとともに、適切に総交付対象数量を設定すること。
- (2) 集送乳調整金について、輸送コスト上昇等を踏まえ、適切に単価を設定すること。

### 2. 生乳需給安定に向けた万全な仕組みの構築

- (1) 新型コロナウイルスの影響による需要低下など短期的な需給緩和に備え、乳製品の過剰在庫対策等の予算を基金化し、生産基盤の毀損につながる減産対応を回避する仕組みを構築すること。
- (2) 脱脂粉乳およびバター輸入枠について、国内需給動向を踏まえ検証するなど、適切な国家貿易を実施すること。

### 3. 乳製品用途毎の需要創出に向けた支援強化

- (1) 乳製品の国産への切替えや新たな需要創出に向け、乳業や生産者団体の取組みに対し、政策支援を強化すること。
- (2) 国産チーズ生産奨励事業について、国産乳製品の品質向上による競争力強化に向け、十分な予算額を確保のうえ、事業を継続すること。

### 4. 肉用牛経営安定対策の継続

新型コロナウイルスによる肉用牛生産への影響を踏まえ、緊急対応策により措置された対策について、継続的な支援を行うこと。

### 5. 酪農・畜産生産基盤強化対策の継続・強化

- (1) 畜産クラスター事業については、すべての事業を基金化するとともに、当初予算で十分な予算を確保すること。
- (2) 新たな畜舎建築基準について、人の滞在時間等の利用実態を踏まえた建築基準の緩和を行うとともに、低コストに繋がる新たな技術導入が可能となるよう、新制度への移行を早急に取り進めること。

### 6. 酪農ヘルパーの要員確保・定着に向けた支援拡充

酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農ヘルパーの人材確保・定着に向け雇用環境整備の取組みに対し事業を拡充すること。

### 7. 畜産環境対策の推進

地域特性や多様な経営方針に応じた家畜ふん尿処理を推進するため、各種関連事業について十分な予算を確保の上、施設整備や機械導入等を柔軟に支援すること。

## **8. 自給飼料対策の継続**

良質な粗飼料生産を後押しする飼料対策関連事業の継続並びに十分な予算額を確保すること。

## **9. 家畜防疫・疾病対策の強化**

- (1) 近隣諸国で発生している口蹄疫や ASF（アフリカ豚熱）等の徹底した水際対策をはじめ、家畜伝染性疾病対策の充実・強化を図ること。
- (2) ヨーネ病等地域で課題となっている慢性疾病について、生産現場が取り組む家畜衛生対策に対する支援を継続すること。